

## ▶人間ドック・脳ドック受診料の一部補助

長野市では本制度の資格を有する被保険者の人を対象に実施します。補助額は7,500円です。指定医療機関で予約後、必ず受診前に補助の申請をしてください。

※人間ドック・脳ドックの補助と後期高齢者健診は、同じ年度内に重複して受診することはできません。

## ▶そのほかの手続

交通事故など第三者の行為によってけがをして、後期高齢者医療制度の保険を利用して医療を受けるときは、第三者行為の届け出が必要になります。

被保険者が亡くなった場合は保険証をお返しください。転出する場合は保険証が使えなくなりますのでお返しください。県外への転出の場合は転出先で新たに後期高齢者医療制度への加入手続きが必要です。

### ●現役並み所得者

同一世帯に属する被保険者のいずれかの市民税課税標準額が145万円以上の人。ただし、収入合計が一定基準未満(被保険者が1人の場合383万円未満、被保険者が2人以上の場合520万円未満、被保険者が1人の場合で、その収入が383万円以上で同一世帯の70~74歳の人の収入を含めた場合520万円未満)である場合は、「基準収入額適用申請書」を提出して認められると届け出た日の翌月から1割または2割負担となる。また、昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人および同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額など(所得から43万円を引いた額)の合計が210万円以下であると1割または2割負担となる。

●区分Ⅱ 市民税非課税世帯に属する被保険者

●区分Ⅰ 市民税非課税世帯で世帯員全員の各収入から必要経費など引いた所得が0円となる人(年金の所得は控除額を80万円として計算し、給与所得を有する場合はその金額から10万円を控除する)

## 介護保険

問い合わせ 介護保険課(第二庁舎1階)

加入と保険料について

☎ 224-7991 / 7931

サービスについて

☎ 224-7871

認定について

☎ 224-7891

地域包括ケア推進課(第二庁舎1階) ☎ 224-7935

介護を必要とするご本人やそのご家族を社会全体で支え合うための社会保障制度で、原則40歳以上の全ての人が加入します。保険へは自動的に加入となるので、ご本人が加入の手続きをする必要はありません。65歳以上の人は「第1号被保険者」、40~64歳で健康保険加入の人は「第2号被保険者」になります。

## ▶介護保険料の納め方

第1号被保険者の人で、受給している年金(老齢福祉年金は除く)の年額が18万円以上の人は年金から差し引かれます。それ以外の人は、納付書または口座振替で納めていただきます。

第2号被保険者の人は加入している健康保険の保険料と一緒に納めていただきます。

## ▶口座振替のご案内

### 手続きの場所

市内の金融機関、ゆうちょ銀行または郵便局、長野市介護保険課および各支所、口座振替WEB申込サービス



口座振替WEB申込サービス

### 必要なもの

預貯金通帳  通帳の届け出印  保険料の納付書

リンク

税金・保険・年金「市税・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納期限」

P58

〈広告〉

温かい心とありがとうの心が和を作り

笑顔と希望が湧き出る泉のような施設を目指します



## 社会福祉法人 博愛会

特別養護老人ホーム 博愛の園  
博愛の園デイサービスセンター

長野市浅川東条295番地5  
TEL 026-256-6520

ケアハウスフォンテーヌ

TEL 026-259-1165

地域包括支援センター博愛の園

TEL 026-256-6530

地域密着小規模多機能 けやき

長野市鶴賀緑町1596番地15  
TEL 026-233-1108

高木クリニック

TEL 026-234-3239

## 口座振替をお申し込みの人へ

口座振替申込日の翌月または翌々月に「口座振替開始のお知らせ」を郵送し、振替開始月をご案内します。

ただし、口座振替開始前に納期が到来する保険料については、口座振替が間に合わないため、納付書で納めていただくようになりますので、ご注意ください。

## 介護保険のサービスを利用するには

「要介護・要支援」認定を受けていただく必要があります。認定までの手順は次のとおりです。

### ①認定申請

- 申請窓口 介護保険課、各支所、市保健所（健康課）
- 申請者  
本人、家族または代理人（居宅介護支援事業者または介護保険施設の代行可）
- 必要なもの  
 要介護・要支援認定申請書  
 介護保険の被保険者証

※ 40～64歳の方は、健康保険の被保険者証



### ②認定調査・主治医の意見書

- 調査員が訪問して、ご本人、ご家族から日常生活や心身の状況について聞き取り調査を行います。かかりつけ医が心身の状況について医学的な立場から意見書を作成します。



### ③一次判定

要介護度をコンピュータで処理して判定します。判定基準は全国共通です。



### ④審査・判定（二次判定）

介護認定審査会で、介護サービス利用の必要性などについて審査します。



### ⑤認定・通知

介護認定審査会の審査結果に基づき市が認定し、認定申請日から30日程度で結果通知と被保険者証をお送りします。



### ⑥認定の更新・変更

認定には有効期間が定められています。有効期間満了後も引き続きサービスを利用するときは、認定の「更新」を申請する必要があります。また、有効期間の途中で心身の状況が変わったときは、認定の「変更」を申請することができます。

## 認定結果の説明（おおむねの心身の状態像）

非該当（自立）	介護保険のサービスを利用することはできませんが、総合事業を利用できることがあります。最寄りの地域包括支援センターなどにご相談ください。
要支援（1・2）	要介護の状態ほど介助を必要としていないものの、身支度、掃除、洗濯など身の回りのことについて、一部介助が必要な状態
要介護（1～5）	心身の障害のために、入浴、トイレ、食事などの日常生活において、いつも介助が必要な状態

## 認定結果に疑問がある場合など

認定結果についてご不明な点は、介護保険課にお問い合わせください。また、認定結果に不服があるときは認定結果通知書を受け取った翌日から起算して3カ月以内に長野県介護保険審査会（☎235-7111）に対して審査請求をすることができます。

## おむつに係る費用の医療費控除の手続き

寝たきりの高齢者などでおむつを使用している人について、医療費控除を受けることができます。申告する場合は、かかりつけ医が発行する「おむつ使用証明書」（有料）が必要です。ただし2年目以降は、市で発行する「介護保険に係る主治医意見書の内容を確認した書類」（無料）でこれに代えることができる場合があります。必要な人は、介護保険課へご相談ください。2年目以降でも「おむつ使用証明書」（有料）で申告することもできます。

## サービスを利用するときは

### 在宅

介護支援専門員（ケアマネジャー）または地域包括支援センターなどに相談して、居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）の作成、サービスの選択、サービス事業者との調整などを行います。

### 施設

入所を希望する施設へ直接申し込み、契約します。

## サービスの利用料

サービスを利用したときは、費用の1割～3割を負担します。

（広告）

ご利用者の権利と人格を尊重し、自立支援に資する質の高いサービスを提供するとともに、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指します。

### 介護職員随時募集!

#### 介護サービス事業実施内容

- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 居宅介護支援事業
- 短期入所生活介護事業（鬼無里、大岡）
- 訪問看護事業（戸隠）

介護サービス事業の拠点  
（介護サービスセンター）

ふれあい（緑町）、三陽（西尾張部）、柳町、吉田、東長野（吉田）、安茂里  
篠ノ井、氷鉦、豊野、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条の14か所

社会福祉法人 長野市社会福祉協議会

〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター内

お気軽にご相談ください。

TEL026-225-0083（介護サービス課）



# 介護保険のサービス

## ▶ 在宅サービス ●対象者:「要支援」または「要介護」に認定された人

### 訪問サービス

訪問介護(ホームヘルプ) (※要支援1・2の人は、71ページの介護予防・日常生活支援総合事業が対象)	自宅での食事・入浴・排せつなどの身体介護、家事支援などの生活援助、通院などの乗降者介助(要介護認定者のみ)
訪問入浴介護	簡易浴槽を自宅に持ち込んでの入浴の介助
訪問看護	自宅での看護師などによる医療的処置、療養上の介助
訪問リハビリテーション	自宅での理学療法士や作業療法士などによる心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための機能リハビリなど

### 通所サービス

通所介護(デイサービス) (※要支援1・2の人は、71ページの介護予防・日常生活支援総合事業が対象)	デイサービスセンターの日帰り利用による食事・入浴・排せつなどの日常生活上の世話や機能訓練など(デイサービスセンターが送迎)
通所リハビリテーション(デイケア)	介護老人保健施設、病院などの日帰り利用による日常生活上の世話やリハビリなど

### 短期入所サービス

短期入所生活介護(福祉施設のショートステイ)	介護老人福祉施設などに短期入所し、日常生活上の世話や機能訓練など
短期入所療養介護(医療施設のショートステイ)	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期入所し、日常生活上の世話や機能訓練など

### その他のサービス

居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などによる療養上の管理や指導
福祉用具貸与	特殊寝台、車いすなど(要支援者は、歩行器、歩行補助つえなど)
特定福祉用具購入費の支給	腰掛け便座、入浴補助用具など
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、床の段差解消など
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム(ケアハウス)などのうち、介護保険の指定を受けた施設で、入居者への食事、入浴、排せつなどの介助や日常生活上の世話や機能訓練など

## ▶ 地域密着型サービス ●対象者:「要支援」または「要介護」に認定された、長野市内に住所を有する人

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(※要支援1・2の人は利用できません)	巡回や通報により24時間対応の訪問介護(看護)
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に訪問や泊まりのサービスを組み合わせて提供
夜間対応型訪問介護(※要支援1・2の人は利用できません)	巡回や通報システムによる夜間専用訪問介護
地域密着型通所介護(※要支援1・2の人は利用できません)	定員が18人以下の小規模なデイサービスセンターの日帰り利用
認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)	認知症の人を対象にしたデイサービスセンターの日帰り利用
認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム) (※要支援1の人は利用できません)	介護の必要な認知症高齢者の共同生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護(※要支援1・2の人は利用できません)	介護保険の指定を受けた、定員が29人以下の小規模な有料老人ホームでの生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) (※原則として要介護3以上の人)	定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームでの生活介護
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス) (※要支援1・2の人は利用できません)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス

(広告)

もっと寄り添う 医療 介護 住まい



Famiglia OMOTESANDO  
ファミリア表参道

長野市東後町36-3 表参道大門ヒルズ TEL 026-217-9998

住宅型有料老人ホーム表参道大門ヒルズ

住宅型有料老人ホーム・テレビオ・イーストゲート七瀬

住宅型有料老人ホーム・テレビオ・イーストゲート栗田

ヘルパーステーション テレビオ TEL 026-217-4330

ファミリア訪問看護ステーション TEL 026-217-5039

介護生活相談ファミリア365 TEL 070-5089-4894

